

別紙3 主張整理表

争点		原告らの主張	被告の主張
1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)	ア 時間外勤務時間の認定資料	<p>丙は、熱海警察署刑事課に勤務していた際、時間外勤務時間が100時間を超えないことがほとんどなかったにもかかわらず、時間外勤務実績報告書において、時間外勤務を100時間を超えないように調整して記載しなければならないとの指導を受けたことにつき、原告甲に不満を漏らすことがあった。加えて、上記報告書の記載内容に関しては、内容的に変であるなどとして上司等からその記載を削除されることがあり、実際、本件自殺後の調査において、勤務日誌の記載上、時間外勤務をしていたことは明らかであるにもかかわらず、上記報告書に時間外勤務として申告されていない箇所が複数あることが判明している(甲29)ことからしても、丙は、上記報告書において、実態とは異なり、時間外勤務を抑えた形で記載せざるを得なかったことが推認される。そうすると、上記報告書の記載内容を、そのまま時間外勤務時間として認定根拠とすることはできない。</p> <p>一方で、丙と原告甲との日常的なメールのやり取り(「帰る」とか「今から署に行く」等のやり取り)や、原告甲の記憶については、正確な時間外勤務時間を示す資料であるといえ、これら以外に、実態に即した認定をしよう適切な資料がない以上、これらを認定資料として時間外勤務時間を算定すべきである。また、メール等が存在しない場合には、メール等の証憑から判明する平均的な終業時刻等に基づき、労働時間を認定するべきである。</p>	<p>業務の過重性の判断における時間外勤務とは、本来、時間外勤務命令を受けて行った業務のみを指すものであり、上司等が業務の必要性、緊急性等を勘案して、その業務を時間外に行う必要があると認めた範囲のみで認められる。そして、署員から提出される時間外勤務実績報告書には、上記業務の必要性・緊急性について検討する以前の労働時間が記載されており、修正の必要性があるところ、丙の上司であった丁は、丙の提出した上記報告書の申告時間の大半を時間外勤務と認めつつ、具体的な内容の明らかではない業務内容や、休憩時間、移動・片付けの時間など本来時間外勤務に加えられるべきではない業務時間等について、赤字で修正し、時間外勤務時間を認定していたのであり、このような丁の判断は正当である。よって、丁による修正が施された後の同報告書における時間外勤務時間をもって、本件の時間外勤務時間を認定すべきである。</p> <p>一方、原告は、丙と原告甲との私的なメール等を根拠に、時間外勤務時間を認定すべきであると主張するが、上記メールは丙が業務に従事していたことを示すものではなく、これをもって就業時間等を特定することができるものではないし、その内容自体、不明瞭なものであり、丙がどのような業務に従事していたのかについて、特定することができるものではないから、上記メールをもって、丙の時間外勤務時間を認定することは到底できない。</p>
	イ 全体朝会への参加は労働時間といえるか	<p>丙は、当直日において、午前8時30分までに下田警察署に出勤し、全体朝会に参加していた。しかるところ、全体朝会は、基本的には内勤者のみを対象としていたとしても、多くの交番等勤務員が、これを当たり前として参加していたことからすれば、少なくとも事実上、地域課員も参加を義務づけられていたといえる。また、全体朝会は、業務の一環として実施されるものであり、これに参加する以上、いい加減な態度で参加することはできず、業務の一環として参加せざるを得ないことからすれば、仮に交番等勤務員が対象とされていないとしても、全体朝会に参加している以上、勤務時間として評価されるべきである。</p> <p>よって、丙の当直日における始業時間は、午前8時30分として労働時間を算定すべきである。</p>	<p>全体朝会は、内勤者を対象としており、交番等勤務員はこれに参加する必要があるものではないから、丙の当直日における始業時間を午前8時30分からとする理由はない。</p> <p>これに対し、原告らは、全体朝会は、交番等勤務員にも事実上参加が義務づけられており、丙も参加していた以上、勤務時間と評価すべきである旨主張するが、参加が義務づけられているか否かは客観的に決されるべきであり、現に全体朝会に参加していない交番等勤務員もいた以上、参加が義務づけられていたとは評価できないし、丙自身が、参加が義務づけられていると誤解してこれに参加していた事実もないのであり、任意に参加することによって、事実上の義務づけは発生するとの原告らの主張自体、不分明といわざるを得ない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(1) 時間外勤務時間の算定(争点1-1)</p>	<p>ウ 当直日の休憩時間中に業務を行っている場合、時間外勤務時間に含めるべきか</p>	<p>丙の勤務していた己交番は、下田警察署管内において一番忙しい交番であり、他の交番と比較して業務量が多く、警ら等における移動時間も長かったため、当直の日の昼休憩や晚休憩においては、ゆっくり食事を食べる時間もないほど多忙な状況であった。このことは、丙自身、原告甲に対し、ゆっくり食べてはられない仕事であるなどと述べていたことに加え、基金による調査等においても、丙以外の勤務員が、昼間には書類に目を通したり、未処理の案件に時間を割いていたとか、夜間に関しても、管内が広く、事件の問い合わせ回数等も多く大変であったと述べていることからしても明らかである。</p> <p>そうすると、勤務日誌において、休憩時間中に勤務を行っているとの記載がある場合には、これを勤務時間に算入すべきであるのは当然である。さらに、上記丙の勤務状況や、勤務日誌の「勤務時間」欄の「休憩」欄の押印状況と、同日誌の「記事」欄との記載が相違しており、上記「休憩」欄の記載は不正確であることに照らせば、当直の日の上記休憩について、メール等により休憩時間を取っていないことが判明する場合には休憩時間を0とし、そのような場合でなくても、昼休憩及び夜休憩の各休憩時間を15分として、勤務時間を算定すべきである。</p> <p>なお、そもそも、当直中の休憩時間は、急訴事案等が発生した場合には直ちに公務に従事しなければならないのであって、上記休憩時間は、結果的に公務に従事する必要がなかったとしても、単なる手待時間に過ぎないから、拘束時間はすべて勤務時間と評価すべきである。</p>	<p>交番等勤務員が、休憩時間中に急訴事案に対応するなどのため勤務に従事せざるを得ない場合や、書類を休憩時間中に作成する必要がある場合には、事前又は事後に直属の地域警察幹部の承認を受け、勤務変更を行い、その後の勤務時間とされている時間に休憩を取得することや、警らや立番等の勤務を在所勤務に変更して書類作成に当てることが可能である。しかるところ、己交番の刑法犯認知件数等は、平成23年において、県下202交番中、上から87番目であるに過ぎず、このような勤務実態に照らしても、休憩時間中に業務に当たったような例外的な場合に、別途休憩を取ることができないような余裕のない状況ではなかったのであるから、丙が休憩時間中に勤務に当たった時間について、時間外勤務時間として評価することはできない。</p> <p>他方で、原告らは、勤務日誌の「勤務時間」欄と「記事」欄との記載内容の相違を指摘するが、これらは、15分を基準に30分単位で切り上げ・切り捨ての処理がされているに過ぎず、丙が所定の休憩を取得することができていないことの根拠とすることはできない。</p>
		<p>エ 術科訓練への参加頻度</p>	<p>下田警察署においては、術科訓練のうち柔道・剣道訓練について、月5回参加しなければならないとのノルマがあり、参加しなかった場合にはペナルティが課されるとの運用がされており、丙は、上記ノルマを達成するため、当直明けの疲れた状態であっても、術科訓練に参加していた。また、仮に術科訓練がノルマではなく、単なる目標に過ぎないものであったとしても、丙は、他の勤務員の見本として、目標を達成すべく、非番日であっても術科訓練に参加していたものである。</p> <p>以上によれば、各月ごとに、1.5時間×5日=7.5時間を、丙の勤務時間として算入すべきである。</p>	<p>下田警察署においては、夏期(7~9月)及び冬期(1月~2月)を術科訓練の重点月間とし、健康上支障のない警察官を対象に、柔道・剣道訓練に月5回という出席目標が設定されていたものの、これはあくまで目標であって、ノルマではなく、目標を達成できない場合にペナルティもなかった。しかるところ、丙の術科訓練の参加状況については、術科訓練参加時間表(乙8)のとおりであり、この記載内容を超えて、丙が術科訓練に参加していた事実はない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(1) 時間外勤務時間の算定(争点1-1)</p>	<p>オ GSEの事前研修への参加時間及びそのための移動時間は、労働時間に含まれるか</p>	<p>丙は、GSEの派遣メンバーに選ばれていたところ、これは、県警本部からの打診を受けた上で、応募・参加したものであり、そもそも、GSEによる海外研修自体については、被告もこれを公務として扱うこととしていることからすれば、GSEの参加のための事前研修への参加や課題の作成等に要する時間についても、海外研修と一連一体のものであるとして、少なくとも業務過重性判断における勤務時間の認定においては、勤務時間と評価されるべきである。これに対し、被告は、事前研修への参加等が公務扱いとならないことについては、丙もこれを了承していた旨主張するが、これは、業務過重性判断における勤務時間の認定においては、何ら意味を持つものではない。</p> <p>加えて、上記事前研修に参加するための移動時間についても、丙としては、当該交通機関に乘車する以外の行動を選択する余地がなく、その時間中不自由を強いられることや、身体的、場所的拘束を余儀なくされて精神的・肉体的負荷の程度が決して小さくないことからしても、少なくとも業務過重性判断においては、これを勤務時間として扱うべきである。</p>	<p>GSEは、警察とは関係のない国際的な奉仕団体であるロータリークラブが主催するものである上、その開催目的も、国際理解の促進とこれからのリーダーの育成を目的とする自己啓発の機会を提供することにある。そして、丙も、上記各点を理解した上で参加を希望したため、静岡県警察として推薦をしたものであって、GSEの海外研修自体については、職員の資質や能力の向上に一定の効果があることから公務として扱うものの、その準備のための事前研修は、あくまでも顔合わせやメンバーの親睦等を兼ねて行われるものであることからしても、その参加時間を公務として取り扱うことはできず、静岡県警察として、上記取扱いをすることについては、GSEの参加の打診の際に、丁等から説明をしており、丙は、これを理解した上で参加の表明をしたものである。よって、上記事前研修への参加時間を勤務時間とすることはできない。</p> <p>なお、事前研修の参加のための移動時間についても、月に1回程度、片道2時間半程度の電車移動に過ぎないことからして、業務過重性を判断する際に労働時間に含まれるものではない。</p>
		<p>カ 丙の具体的な時間外勤務時間</p>	<p>前記1(1)アないしオの各【原告らの主張】を踏まえ、丙の本件自殺前6か月間の各日における労働時間及びこれらを踏まえた同期間内の平均時間外勤務時間を算定すると、別紙4「丙【労働時間表】」のとおりであり、丙は、発症1か月前において246時間2分、2か月前175時間41分、3か月前167時間15分、4か月前164時間22分、5か月前158時間56分、6か月前130時間30分もの時間外勤務を行っていたものである。</p>	<p>丙の勤務時間を算定するに当たっては、前記1(1)アないしオの各【被告の主張】のとおり諸点を適切に考慮する必要があるところ、丙の自殺の公務起因性を認めた本件裁定においては、上記諸点が適切に考慮されておらず、結果として、過大な時間外勤務時間が計上されているものである。もっとも、上記不当な内容の本件裁定における丙の勤務時間によっても、発症2か月前52時間38分、3か月前50時間30分、4か月前69時間15分、5か月前71時間30分、6か月前17時間30分とされているのであって、これが労働時間として過重とはいえないことは明白である。</p> <p>そして、発症1か月前の期間において、上記諸点を考慮し、丙の時間外勤務時間を算定すると、別紙5「時間外勤務一覧表(平成24年3月10日～2月10日)」のとおりであり、同期間においても、61時間30分に過ぎない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(2) 質的に過重な業務として考慮すべき事項の有無(争点1-2)</p>	<p>ア 連続窃盗事件の捜査による負荷の増大の有無</p>	<p>己交番においては、平成23年夏ころから、同一犯人によるものと思料される連続窃盗事件が管内で発生し、同年11月頃より、犯人検挙のための捜査が実施されることとなり、刑事課員が、丙を含む非番の地域課員の応援を受けて夜間捜査が実施され、丙は、同年11月において、5連続で非番日に夜間捜査に従事することがあった。更に、平成24年2月以降、専従捜査班が編成されて以降も、己交番においては、交番全体として窃盗犯逮捕のために取り組んでいたものであり、実際、丙の時間外勤務実績報告書においても、同時期に夜間捜査に従事していたことがわかる。</p> <p>以上に加え、基金による調査において、丙は、自身が交番長を務める交番管内において窃盗事件が多発していることにプレッシャーを受けていたと思う旨の証言が得られていることからしても、上記捜査は、丙にとって、肉体的・精神的な負荷を増大するものであったといえることができる。</p>	<p>下田警察署において、管内で発生した窃盗事件の捜査を主管するのは刑事課であり、原告らの指摘する窃盗事件の捜査は、その発生当初から刑事課を主管として行われる署としての業務であって、地域課の係長に過ぎない丙が、その帰趨に神経をとがらせ、精神的負担を感じるようなものではない。</p> <p>また、上記事件の捜査においては、捜査開始から平成24年1月までの間は、己交番員を含む非番の地域課員1名と刑事課員1名がペアとなり、よう撃捜査が実施されたものの、同年2月以降は、地域課の負担軽減の趣旨で、専従捜査班が編成され、すべての捜査がこれにより実施されることとなり、己交番からは、丙とは異なる当直班の勤務員2名が刑事課に派遣され、丙を含む他の己交番の勤務員が、捜査に従事する必要はなくなった。したがって、同月以降、丙が、上記事件の捜査に従事した事実はなく、仮にそのような事実があったとしても、丙が自発的に行ったものであって、業務上の負荷・負担として捉えることはできない。</p> <p>これらによれば、窃盗事件の捜査により、丙の業務量が増加したとか、業務が質的に過重になったということとはできない。</p>
		<p>イ 実習生の指導による負荷の増大の有無</p>	<p>丙は、平成24年2月5日以降、本件自殺まで、職場実習指導員に指名され、実習生1名と当直勤務に当たっていたところ、実習生は、単独での職務執行を行わせないこととされていたため、交番業務全般を上記指導員が同行指導しなければならず、車両の運転も禁止されていたため、己交番と下田警察署間の移動についても、上記指導員が運転して送り届ける必要があった。</p> <p>加えて、基金の調査によれば、丙が、新人教育が大変だと周囲に述べていたとの証言があること、実際、上記指導員に指名されて以降の時間外勤務実績報告書において、引継ぎによる時間外勤務が増加していることも踏まえれば、実習生の指導は、丙にとり、肉体的・精神的負荷を増大させた要因といえる。</p>	<p>実習生の指導を担当したことにより、丙にいかなる負担が生じたのかについて、原告らから具体的な主張はない上、職場実習指導員に指名された者が実習生の指導に当たることについては、警察官一般に求められる通常の業務というべきものであって、これにより、丙に一定の負荷が生じたとしても、警察官に求められる通常の業務による負荷を超えるものであるとはいえず、丙の業務が質的に過重になったということとはできない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係（本件自殺の業務起因性）（争点1）</p>	<p>(2) 質的に過重な業務として考慮すべき事項の有無（争点1-2）</p>	<p>ウ 異動のための引継ぎによる負荷の増大の有無</p>	<p>丙は、GSEの派遣メンバーに選ばれた平成23年11月頃、上司から、異動を前提に引継ぎの準備をするよう言われたところ、丙は、交番長として2年勤務後に異動するのは初めてであり、また警部補として移動するのも初めてであったことから、引継ぎを前提としたまとめ作業等に追われることとなった。</p> <p>被告は、丙が、内示前に、異動を前提とした業務を行うことは考え難い旨主張するが、丙が、引継ぎ業務に従事していたことは、基金による調査の過程でも明らかとなっている。</p> <p>そうすると、上記引継ぎのための作業についても、丙の肉体的・精神的負担を増大させたものとして、質的過重性において考慮すべきである。</p>	<p>そもそも、異動が内示前に決まることなどあり得ず、GSEに推薦されたことと人事異動とに何ら関連性はないから、原告らの主張する上司の発言があった事実はない。そうすると、原告らの主張する引継ぎ業務は、丙が行わなければならなかった業務とはいえず、これを質的過重性において考慮する余地はない。</p> <p>また、異動のための引継ぎは、通常、数枚程度の「引継書」と題する書類(乙7)を作成し、これに基づいて、後任者に口頭で説明を行う程度のものに過ぎず、早くから準備をしなければならないものではないし、通常の警察官に求められる一般的な業務に比して特別な負担とみることはできない。</p>
		<p>エ GSE参加のための研修参加や事前準備による負荷を質的過重性において考慮することができるか</p>	<p>前記争点1(1)オの【原告らの主張】のとおり、丙は、GSEの派遣メンバーとして、本件自殺までの間にも、事前研修に参加する必要があったほか、その他の準備として、英語でのプレゼンテーションの準備や、パワーポイントの作成等を行う必要があり、これらの準備や課題の作成についても、自宅で行っていた。これらの研修の参加や、事前準備等は、GSEの参加のために必須のものであるから、業務としてその負荷を考慮すべきである。</p> <p>これに加え、丙は、GSEへの参加が決定して以降、自身の英語力に不安を抱いており、このことは、基金による調査においても複数の証言が得られていることも併せ考慮すれば、上記事前準備等は、丙の身体的負荷・精神的負荷を増大させる要因となるものであって、質的過重性において考慮すべきである。</p>	<p>前記争点1(1)オの【被告の主張】のとおり、GSEの事前研修や、研修参加のための準備・課題作成等については、業務性がないのであるから、これによる負荷を考慮することはできない。</p> <p>また、GSE参加のための事前準備としては、プレゼンテーションの際に使用する数分程度の自己紹介部分の紹介文やパワーポイントの作成であり、要求される作業量として大きなものではない。加えて、原告らは、丙が英語力に不安を抱いていた旨主張するが、そもそもGSE参加のために要求される英語力は高水準のものではなく、仮に丙が英語力に不安を抱いていたとしても、それは業務を離れた丙固有の事情に過ぎず、業務に起因する負担とは評価できない。</p> <p>以上によれば、GSE参加のための事前研修への参加や事前準備については、業務起因性に当たって考慮することはできない。</p>

1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)	(3) 精神障害の発症(争点1-3)	<p>丙は、本件自殺に至るまでの間に、食事の量が徐々に減っていくなどの食欲不振、腕時計を忘れるなどの集中力・注意力の低下、特に平成24年に入ってから、制服を着て歩きたくない等の発言をするなどの自信喪失・物事に対する悲観的な見方・抑うつ気分、頭痛・腰痛の各症状等が生じていた。これらに加えて、職場において実施された心の元気力チェッカーの結果、職場内の人間関係、仕事の質、仕事の量、仕事遂行力等につき、すべて最低評価のEとなっており、丙が業務を原因として心理的負荷を受けていたことが明らかであることに照らし、丙は、本件自殺前には、ICD-10の診断基準に照らし、うつ病エピソード等の何らかの精神障害を発症していたというべきである。</p>	<p>丙が、本件自殺前に精神科等を受診した経過はなく、診察の結果をはじめとする医療記録等は何ら存在しない。また、丙は、毎勤務日の朝に行われていた健康状態等チェック表(乙10)の記入において、自己の体調について毎回問題ない旨の記入をしており、現実にも、最後まで普段と変わりなく業務に当たっていた上、体調不良による無断欠勤や休暇の取得もなかった。これらに加え、丙が、上司や同僚等に対し、体調が優れないといった申告をしたことをうかがわせる資料も存しないことを考え併せれば、丙が精神疾患を発症していたとする根拠は極めて薄弱であって、原告らのいう精神疾患の発症を前提とすることはできないというべきである。</p>
	(4) 本件自殺の業務起因性(争点1-4)	<p>ア 業務の過重性の有無・程度</p> <p>丙の時間外勤務時間は、前記1(1)カにおける【原告らの主張】のとおりであるところ、このような時間外勤務時間は、そもそも、丙に強度の肉体的・精神的負荷を強いるような超長時間労働と評価すべきである。特に、発症1か月前においては、休日(平成24年2月25日)1日を挟んで、14日間の連続勤務が2度繰り返されている(同月11日から同月24日まで及び同月26日から同年3月10日まで)ことや、勤務間インターバルが短く、24時間を超える連続勤務が複数回みられることからしても、極めて過重な勤務実態であったことが明らかである。</p> <p>加えて、前記1(2)アないしエにおける各【原告らの主張】のとおり、丙は、連続窃盗事件の捜査、実習生の担当、異動を前提とした引継ぎ、GSEのための事前研修の参加や事前準備等に従事し、これらは、丙の業務量を増大させるのみならず、質的な意味でも、業務の過重性を基礎づけるものである。</p> <p>以上によれば、丙は、精神障害発症前の概ね6か月の間に、業務により強度の精神的又は肉体的負荷を受けたものであり、上記労働状況と精神障害発症との関連性は明らかであり、また、発症した精神障害の影響により、正常な認識や行為選択能力が著しく阻害され、又は自殺を思いとどまる意思が著しく減退した中で本件自殺に至ったものであるから、発症前の業務による肉体的・精神的負荷と本件自殺との相当因果関係は明らかである。</p>	<p>丙の時間外勤務時間は、前記1(1)カにおける【被告の主張】のとおりであるところ、これらの勤務時間が、自殺について業務起因性が認められるほど過重な業務とはいえないことは明らかである。</p> <p>また、前記1(2)アないしエにおける各【被告の主張】のとおり、原告らが指摘する連続窃盗事件の捜査、実習生の担当、異動のための引継ぎ、GSEのための準備等は、いずれも丙の業務の質的過重性を基礎づけるものとはいえず、これらすべてを勘案したとしても、警察官に求められる通常の業務による負荷を超えるものではない。</p> <p>これらによれば、丙が行っていた業務は、量的にも、質的にも、過重なものであるとはいえず、強度な身体的・精神的負担となるようなものではないから、本件自殺につき、業務起因性があるとはいえない。</p>

<p>1 丙の自殺と業務との因果関係(本件自殺の業務起因性)(争点1)</p>	<p>(4) 本件自殺の業務起因性(争点1-4)</p>	<p>イ 公務外の要因の有無</p>	<p>被告は、丙と原告甲の夫婦仲に関し、同僚等の証言を引用して指摘するが、これらは、実際の事実とは異なる単なる噂に過ぎず、証拠としては無価値である。</p> <p>また、本件自殺当日に、丙が前年度参加者に架電したのは事実であるが、これは、研修準備のためのスケジュール的なものなどを参考にしてもらうために原告甲が架電を促したものに過ぎず、異動の有無の確認をしてもらうためではなかった。上記架電により、原告甲は、GSEへの参加が決まった後に異動になったという理解が誤っていることを知り、ショックを受け、「下田から出られないなんて」と言い、泣きながら布団を被って黙っており、その際に丙が自宅を出て行ったものであるが、丙が、仮にこのような出来事がきっかけで自宅を出て行ったとしても、精神疾患の発症、希死念慮の発現がない限り、この程度の出来事で、妻のみならず幼い娘をも遺して命を絶つことなどあり得ない。被告は、上記出来事が、丙に絶望感・無力感を与えたなどと主張するが、原告甲は、丙が警察学校に入校するところから支え、その熱心な仕事ぶりを常々伝えてきたし、感謝の気持ちも伝えてきたのであって、上記主張は、単なる憶測に過ぎない。</p> <p>以上によれば、本件自殺は、あくまで、丙の業務の過重性及びこれによる精神障害の発症が原因であるといえる。</p>	<p>丙は、原告甲の感情の起伏の激しさや気の強さに困惑していた面があったことは、基金による調査の過程で複数の同僚等が証言しており、知られていることであった。</p> <p>また、原告甲は、丙がGSEのメンバーに選考されたのを機に、異動になると考えており、丙に前年度の参加者にこの点について確認するように促していた。本件自殺当日、原告甲は、丙に再度この点について確認を促し、丙が、前年度の参加者に架電したところ、上記の認識が誤解であることが判明した。原告甲は、「勘違いをしていたあなたが悪い。」などと責め、丙は謝罪したものの、原告甲が泣きながら布団を被り、何も言わないでいたことから、丙は、携帯電話を室内に投げつけ家を出た。丙は、その後道具を購入し自殺を図った。この出来事は、丙に、原告甲が異動を唯一の関心事とし、丙の日ごろの仕事ぶりや努力等を一顧だにしないものと感じさせ、絶望感・無力感を与えるものであって、業務起因性の判断に当たり無視できない。</p> <p>以上によれば、本件自殺が丙の業務の精神的・肉体的負荷に起因するということとはできない。</p>
<p>2 本件自殺についての被告の安全配慮義務違反の有無(争点2)</p>	<p>(1) 予見可能性</p>	<p>労働者が長時間にわたり業務に従事する状況が継続するなどして、疲労や心理的負荷等が過度に蓄積すると、労働者の心身の健康を損なう危険性があることは周知のところであり、その結果、労働者がうつ病等の精神障害に罹患し、死亡に至る場合には、使用者等は、このような危険な結果が生じうる原因となる状態を回避すべき注意義務を負うことになる。そうすると、このような注意義務違反の有無を判断する前提としての予見可能性も、労働者の精神疾患への罹患又はこれによる自殺等が生じる原因となる状態、すなわち、長時間労働等、心身の健康を損なってしまった労働者の労働実態について、使用者等に認識又は認識可能性があったか否かが問題とされるべきであって、外見上心身の健康を損なってしまった労働者の状態を認識していたかどうかは要件とならない。</p> <p>しかるところ、丙の業務が過重であったことは、争点1の【原告らの主張】のとおりであり、丙が非番や週休日に己交番で業務を行っていたことは、複数の同僚等が口を揃えて証言しているところであるから、被告は、丙の過重な業務について認識していたものである。そうすると、被告は、丙の自殺についても予見可能であったといえ、安全配慮義務に基づく責任を免れない。</p>	<p>争点1の【被告の主張】のとおり、本件においては、丙が、恒常的に著しく過重な業務に従事していた事実はなく、そうであれば、業務によって、労働者の心身の健康を損なう危険が存在していたとはいえず、そのことを被告が認識し得たとはいえないから、このような事案においては、予見可能性を肯定するためには、自殺により死亡したことについての具体的予見可能性が必要である。しかるところ、丙は、毎勤務日ごとに、健康状態等チェック表において、自身の体調に問題がないとの申告をし、周囲に疲れている様子などをみせていなかったことに照らすと、被告が丙の健康状態の悪化や精神障害発症の可能性を認識することはできなかった。</p> <p>加えて、丙の業務が、発症1か月前に質的・量的に増大したとしても、丙が精神疾患を発症した時期が平成24年3月上旬であれば、発症から自殺に至るまでの時間が短時間で、被告として何らかの対応を検討しうる時間的余裕はなかった。</p>	

<p>2 本件自殺についての被告の安全配慮義務違反の有無(争点2)</p>	<p>(2) 注意義務違反の有無</p>	<p>被告は、丙の健康に配慮し、その従事させる公務を定めてこれを管理するに際し、長時間労働などにより公務の遂行に伴う疲労や精神的負荷等が過度に蓄積して被災者の心身の健康を損なうことはないよう、注意すべき義務を負っていた。 しかるころ、争点1の【原告らの主張】のとおり、被告が丙に従事させていた業務は、それ自体肉体的・精神的に負荷のかかる業務であるうえ、心身の健康を損ねるおそれのある常軌を逸した長時間かつ精神的負荷のかかる業務となっていたものである。加えて、被告は、GSEの事前研修の参加を業務として扱わず、丙は、非番日や週休日にこれらに参加せざるを得ない状況にあったことから、結果的に連続勤務を強いられており、このことからしても、被告が丙の業務が過重とならないような配慮をしていなかったことが明らかである。 以上によれば、被告の注意義務違反は明白である。</p>	<p>否認ないし争う。 前記1(2)アの【被告の主張】のとおり、被告は、連続窃盗事件の捜査に関し、己交番勤務員の負担を考慮し、専従捜査班を編成し、以後、上記勤務員が交番勤務に専念することができる体制を整備しているように、職員の業務遂行上の負担軽減に必要な配慮をしていたものであって、被告に安全配慮義務違反は認められない。</p>
<p>3 損害の発生及び数額(争点3)</p>	<p>(1) 死亡慰謝料</p>	<p>3000万円 丙は、原告らと共に生活し、その家計の支柱であったものであり、死亡による精神的損害は、上記金額を下回るものではない。</p>	<p>争う。</p>
	<p>(2) 死亡逸失利益</p>	<p>9900万4791円 基金が認めた丙の発症前における平均給与日額は1万9640円であり、年間の期末・勤勉手当額は合計137万8896円である。よって、丙の年収額は、854万7496円(=1万9640円×365日+137万8896円)となる。 よって、丙の死亡による逸失利益は、次の計算式により、9900万4791円となる。 (計算式) 854万7496円×16.547(丙の死亡時の年齢[31歳]から就労可能年齢[67歳]までの36年間に対応するライフニッツ係数)×(1-0.3[生活費控除率])</p>	<p>争う。</p>
	<p>(3) 葬儀費用</p>	<p>150万円</p>	<p>争う。</p>
	<p>(4) 弁護士費用</p>	<p>1305万0479円</p>	<p>争う。</p>

4 損益相殺(争点4)

原告らは、争点3の【原告らの主張】のとおり丙の被った各損害について、それぞれ2分の1ずつ相続するところ、原告甲は、本文第2の2(10)ウのとおり遺族補償年金及び葬祭補償の各給付を受けているから、原告甲の相続した損害のうち、死亡逸失利益の相続分(4950万2396円)につき、上記各給付のうち遺族補償年金の受給額3485万1460円を損益相殺し、葬儀費用の相続分(75万円)につき、葬祭補償の受給額によりその対当額を損益相殺すべきである。

葬儀費用にかかる損益相殺の部分につき、争う。
原告甲は、自ら葬儀を行ったものとして葬祭補償の請求を行い、その給付を受けたものであり、葬祭費は、実質的に原告甲の固有の損害であるから、これを丙の損害として請求することにより、損益相殺の額が原告甲の相続分に限定されるのは相当ではなく、葬祭補償給付額全額である117万8460円の損益相殺がされるべきである。

別紙7 丙の労働時間(裁判所認定)

7-1 労働時間合計

	総勤務時間数	時間外労働時間数	平均時間外労働時間数
発症前1か月	300時間06分	140時間06分	
発症前2か月	243時間33分	83時間33分	111時間50分
発症前3か月	231時間45分	71時間45分	98時間28分
発症前4か月	276時間58分	116時間58分	103時間06分
発症前5か月	260時間45分	100時間45分	102時間38分
発症前6か月	180時間13分	32時間01分	90時間51分

7-2 発症1か月前(平成24年2月10日～同年3月10日)

労働時間									認定根拠
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束時 間	勤務時 間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考	
		始業	終業						
3/10(土)	非番	9:00	12:00	3:00	3:00	66:22	26:22	軽犯捜査	甲3、乙2
3/9(金)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00			乙1	
3/8(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45			乙1	
3/7(水)	非番	9:00	25:29	16:29	14:59			盗難見分等	甲3、4、乙2
3/6(火)	当直	8:30	33:00	24:30	16:00			乙1	
3/5(月)	週休	8:30	14:08	5:38	4:38			方一訓練	甲3、乙2
3/4(日)	非番	9:00	11:00	2:00	2:00			引継ぎ・月報	乙2
3/3(土)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30	83:56	43:56	乙1	乙1
3/2(金)	週休	8:30	23:00	14:30	7:30			見分作成等	乙2
3/1(木)	非番	9:00	21:26	12:26	8:26			盗難見分、非番捜査	甲3、4、乙2
2/29(水)	当直	9:00	33:00	24:00	15:30			乙1	
2/28(火)	非番	9:00	23:00	14:00	8:00			引継ぎ、術科等	乙2
2/27(月)	当直	9:00	33:00	24:00	19:00			乙1	
2/26(日)	週休			9:00	9:00			GSE会合	甲54、63
2/25(土)	週休					55:33	15:33		
2/24(金)	非番	9:00	10:36	1:36	1:36			引継ぎ	甲3、乙2
2/23(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙1	
2/22(水)	週休	9:00	12:43	3:43	3:43			教養日	甲3、乙2
2/21(火)	非番	9:00	12:36	3:36	3:36			引継ぎ	甲3、乙2
2/20(月)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00			乙1	
2/19(日)	週休	10:00	23:38	13:38	11:38			術科等	甲3、乙2
2/18(土)	非番	9:00	22:00	13:00	12:00	76:15	36:15	術科、夜間捜査等	乙2
2/17(金)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00			乙1	
2/16(木)	週休	8:00	16:00	8:00	8:00			実査	乙2
2/15(水)	非番	9:00	21:29	12:29	10:29			けん銃訓練等	甲3、4、乙2
2/14(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:30			乙1	
2/13(月)	週休	10:00	23:16	13:16	5:16			見分作成	甲3、乙2
2/12(日)	非番	9:00	22:00	13:00	7:00			引継ぎ、夜間捜査	乙2
2/11(土)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00	18:00	18:00	乙1	乙1
2/10(金)	週休							(始業時間不明)	甲3

合計

300:06 140:06

7-3 発症2か月前(平成24年1月11日～同年2月9日)

労働時間									認定根拠
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束時 間	勤務時 間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考	
		始業	終業						
2/9(木)	非番	9:00	22:00	13:00	10:40	57:44	17:44	会議、夜間捜査等	甲3、乙2
2/8(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙1	
2/7(火)	日勤	9:00	19:09	10:09	9:09			術科	甲3、乙2
2/6(月)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00			引継ぎ	乙2
2/5(日)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30			乙1	
2/4(土)	週休								
2/3(金)	非番	9:00	12:25	3:25	3:25			引継ぎ等	甲3、乙1、2
2/2(木)	当直	9:00	33:00	24:00	15:30	52:25	12:25		乙1
2/1(水)	週休		14:24					(始業時間不明)	甲3
1/31(火)	非番	9:00	17:05	8:05	7:05			引継ぎ等	甲3、乙2
1/30(月)	当直	16:00	33:00	17:00	10:30			16時まで時間休	乙1
1/29(日)	週休								
1/28(土)	非番	9:00	11:20	2:20	2:20			引継ぎ	乙1、2
1/27(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙1	
1/26(木)	日勤	9:00	21:03	12:03	11:03	68:45	28:45	保護	甲3、乙1、2
1/25(水)	非番	9:00	13:00	4:00	4:00			教養残留	乙2
1/24(火)	当直	9:00	33:00	24:00	22:00			乙1	
1/23(月)	週休			6:00	6:00			ロータリー例会	甲9、55
1/22(日)	非番	9:00	19:12	10:12	9:12			引継ぎ等	甲3、乙2
1/21(土)	当直	9:00	33:00	24:00	16:30			乙1	
1/20(金)	週休		17:50					(始業時間不明)	甲3
1/19(木)	非番	9:00	18:33	9:33	8:33	45:09	5:09	窃盗事件捜査	甲3、乙2
1/18(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙1	
1/17(火)	週休							(スポーツテスト)	
1/16(月)	休暇								
1/15(日)	休暇			9:00	9:00			GSE会合	甲54、62
1/14(土)	週休								
1/13(金)	非番	9:00	25:06	14:06	10:36			引継ぎ、窃盗捜査	甲3、乙2
1/12(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:30	19:30	19:30		乙1
1/11(水)	週休	9:00	11:00	2:00	2:00			健康診断	甲2

合計

243:33 83:33

7-4 発症3か月前(平成23年12月12日~平成24年1月10日)

労働時間									認定根拠		
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外 勤務時間数	備考			
		始業	終業								
1/10(火)	非番	9:00	16:21	7:21	7:21	50:26	10:26	110番対応、窃盗捜査	甲3、乙2		
1/9(月)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00						乙1
1/8(日)	週休										
1/7(土)	非番	9:00	11:30	2:30	2:30					110番対応	乙1、2
1/6(金)	当直	9:00	33:00	24:00	18:00						乙1
1/5(木)	週休										
1/4(水)	非番	9:00	15:35	6:35	6:35					月報作成、窃盗捜査	甲3、乙1、2
1/3(火)	当直	9:00	33:00	24:00	16:00	59:00	19:00		乙1		
1/2(月)	週休										
1/1(日)	非番	9:00	15:00	6:00	6:00					傷害現速処理	乙2
12/31(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/30(金)	週休										
12/29(木)	非番	9:00	12:00	3:00	3:00					窃盗受理、見分等	乙2
12/28(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/27(火)	週休					47:00	7:00				
12/26(月)	非番	9:00	17:00	8:00	6:00					物損事故、指導等	乙2
12/25(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/24(土)	週休										
12/23(金)	非番	9:00	16:00	7:00	7:00					傷害事案処理	乙2
12/22(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/21(水)	週休										
12/20(火)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00	51:19	11:19	引継ぎ	乙2		
12/19(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/18(日)	週休			9:00	9:00					GSE会合	甲54、61
12/17(土)	非番	9:00	11:19	2:19	2:19					引継ぎ、書類作成	甲3、乙2
12/16(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/15(木)	週休										
12/14(水)	非番	9:00	14:00	5:00	5:00					引継ぎ、盗品捜査	乙2
12/13(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	24:00	24:00		甲1		
12/12(月)	週休	9:00	16:00	7:00	7:00					書類作成	乙2

合計

231:45 71:45

7-5 発症4か月前(平成23年11月12日～同年12月11日)

労働時間								認定根拠			
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数		備考		
		始業	終業								
12/11(日)	非番	9:00	15:30	6:30	6:30	59:26	19:26	道交法違反事件捜査	乙2		
12/10(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/9(金)	日勤	9:00	19:46	10:46	9:46					けん銃訓練	甲1、3、乙2
12/8(木)	非番	9:00	15:27	6:27	5:27					幹部会議、盗品捜査	甲3、乙2
12/7(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
12/6(火)	週休										
12/5(月)	非番	9:00	12:43	3:43	3:43					窃盗捜査、方機訓練	甲3、乙2
12/4(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	64:49	24:49				
12/3(土)	週休										
12/2(金)	非番	9:00	14:49	5:49	4:49					窃盗事件捜査	甲3、乙2
12/1(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/30(水)	週休		15:30							(始業時間不明)	甲3
11/29(火)	非番	9:00	18:00	9:00	9:00					窃盗事件捜査	乙2
11/28(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/27(日)	週休					56:16	16:16				
11/26(土)	非番	9:00	23:46	14:46	13:16					相談処理、窃盗捜査	甲3、乙2
11/25(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/24(木)	週休	9:00	14:00	5:00	5:00					教養、交通安全体験	乙2
11/23(水)	非番	9:00	13:00	4:00	4:00					窃盗事件捜査	乙2
11/22(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/21(月)	週休										
11/20(日)	非番	9:00	21:30	12:30	11:30	79:27	39:27	口一タリ—地区大会	甲3、10、54		
11/19(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/18(金)	週休	12:07	15:49	3:42	3:42					(業務内容不明)	甲3、35
11/17(木)	非番	9:00	19:00	10:00	10:00					書類作成、術科出席	乙2
11/16(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/15(火)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						甲1
11/14(月)	非番	9:00	24:00	15:00	12:30					書類作成、居空捜査	乙2
11/13(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	17:00	17:00		甲1		
11/12(土)	週休										

合計

276:58 116:58

7-6 発症5か月前(平成23年10月13日～同年11月11日)

労働時間									認定根拠		
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外 勤務時間数	備考			
		始業	終業								
11/11(金)	非番	9:00	18:35	9:35	9:35	67:05	27:05	強わい事件捜査	甲3、乙2		
11/10(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/9(水)	週休										
11/8(火)	非番	9:00	16:30	7:30	7:30					強わい事件捜査	乙2
11/7(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
11/6(日)	週休	10:00	16:00	6:00	6:00					窃盗事件捜査	乙2
11/5(土)	非番	9:00	19:00	10:00	10:00					強わい事件捜査	乙2
11/4(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	73:25	33:25		甲1		
11/3(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						甲1
11/2(水)	非番	9:00	17:55	8:55	8:55					引継ぎ、書類作成	甲3、乙2
11/1(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/31(月)	週休		17:09							(始業時間不明)	甲3
10/30(日)	非番			5:45	5:45					GSE面接	甲11、53
10/29(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/28(金)	週休	10:00	12:22	2:22	2:22	53:50	13:50	会議出席	甲3、乙2		
10/27(木)	非番	9:00	15:00	6:00	6:00					窃盗、見分、書類作成	乙2
10/26(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/25(火)	週休	14:00	17:28	3:28	3:28					書類作成	甲3、乙2
10/24(月)	非番	9:00	17:00	8:00	8:00					窃盗事件捜査	乙2
10/23(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/22(土)	週休										
10/21(金)	非番	9:00	16:55	7:55	7:55	50:55	10:55	窃盗捜査、教養出席	甲4、乙2		
10/20(木)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/19(水)	週休										
10/18(火)	非番	9:00	18:00	9:00	9:00					(業務内容不明)	乙2
10/17(月)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00						甲1
10/16(日)	週休										
10/15(土)	週休										
10/14(金)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45	15:30	15:30	残念会は業務性なし	甲1		
10/13(木)	日勤	9:00	17:45	8:45	7:45						甲1

合計

260:45 100:45

7-7 発症6か月前(平成23年9月13日~同年10月12日)

労働時間									認定根拠
月日	勤務 類型	勤務時間		拘束 時間	勤務 時間	総勤務 時間数	時間外勤 務時間数	備考	
		始業	終業						
10/12(水)	非番	9:00	17:57	8:57	7:57	51:28	11:28	器損事件受理	甲3、乙2
10/11(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			甲1	
10/10(月)	週休	10:00	12:00	2:00	2:00			柔道	乙2
10/9(日)	非番	9:00	13:36	4:36	4:36			引継ぎ、専科	甲3、乙2
10/8(土)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			甲1	
10/7(金)	週休								
10/6(木)	非番	9:00	11:55	2:55	2:55			引継ぎ、書類整理	甲3、乙2
10/5(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	38:12	0:00		甲1
10/4(火)	週休								
10/3(月)	非番	9:00	12:12	3:12	3:12			引継ぎ、月報作成	甲3、乙2
10/2(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			甲1	
10/1(土)	週休								
9/30(金)	週休		14:50					(始業時間不明)	甲3
9/29(木)	非番	9:00	10:00	1:00	1:00			引継ぎ	乙2
9/28(水)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00	60:33	20:33		乙2
9/27(火)	週休								
9/26(月)	非番	9:00	13:24	4:24	4:24			教養出席	甲3、乙2
9/25(日)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙2	
9/24(土)	非番	9:00	14:09	5:09	5:09			要望事案対応	甲3、乙2
9/23(金)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙2	
9/22(木)	週休								
9/21(水)	非番	9:00	20:00	11:00	11:00	28:00	0:00	張込み、災害対策	乙2
9/20(火)	当直	9:00	33:00	24:00	17:00			乙2	
9/19(月)	週休								
9/18(日)	週休								
9/17(土)	週休								
9/16(金)	週休								
9/15(木)	週休		22:29					(始業時間不明)	甲3
9/14(水)	週休					2:00	0:00		
9/13(火)	週休	15:00	17:00	2:00	2:00			納会出席	乙2

合計

180:13 32:01